

第35回山形家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和4年7月8日（金）午後1時30分～午後2時40分

第2 場所

山形家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

青木敏、奥山昌敏、金谷和彦、鈴木隆、鈴木隆一、田中武、向井翔、村山永、渡部信太郎、渡邊英敬（敬称略、五十音順）

（列席職員）

出羽家裁事務局長、中里首席家裁調査官、菅野家裁首席書記官、安積次席家裁調査官、近野家裁事務局次長、加藤家裁訟廷管理官、生田家裁主任書記官、熊谷地裁総務課長

第4 議事

- 1 新任委員挨拶（奥山委員、田中委員、向井委員、村山委員、渡部委員、渡邊委員）
- 2 委員長の指名
出席委員の互選により、渡邊委員を委員長に指名した。
- 3 前回テーマについての報告
- 4 議題「家事調停について～調停制度発足100周年を迎えて～」
 - (1) 議題に関する基本説明
 - (2) 意見交換
別紙のとおり
- 5 次回の予定等
 - (1) 次回開催日時（地裁委員会と同日開催）
令和5年2月15日（水）午後
 - (2) テーマ
未定（委員長に一任）

(別紙)

意見交換結果 (主な意見)

(◎委員長、○委員、■説明者 (列席職員))

1 家事調停について

- ◎ 基本説明の内容について質問等があれば述べていただきたい。
- 調停委員の人数についての紹介があったが、年齢構成はどのようになっているか。
- 弁護士等の専門知識がある方や、社会的経験が豊富かつ人格識見が高い40歳以上70歳未満の方で、最高裁から任命された方であるが、年齢構成としては、40歳台の方は少なく、比較的年齢の高い方が多い。
- 調停の当事者には、若い方も結構多いと思われるが、当事者と同じ目線で話を聴いてあげるといふ辺りをどうしているのか気になったためお聴きした次第である。
- ◎ 概ね50歳台後半以上の方々が多くて60歳台の方もかなりいらっしゃるという実情である。指摘いただいたように世代間のギャップとか考え方の違いというのは出てくると思うが、調停委員の価値観を押し付けないよう、裁判所でも指導している。
- 調停委員に任命されると、最初の段階で新任者に対する研修を行うが、その際、最高裁家庭局が作ったDVDなども使用して、価値観の押し付けはせず、傾聴を旨として、それぞれの立場を考え、人生経験も踏まえたより良いアドバイスができるよう指導している。
- 親ガイダンスについてであるが、対象となる事件数のうち、どの程度の方が希望しているか、実情を教えてほしい。
- 正確な件数は把握していないが、初めて調停に来る方で、お子さんの視点に立って考えられていないような方をピックアップして、事前に選別しており、割合的にはそれほど多いわけではない。

- 調停申立の段階では情報量がそれほど多くないのではないかとと思われるが、具体的にどのように選別されているのか紹介していただきたい。
- 子供の年齢やそれまでの経過のほか、親権、養育費、面会交流などの当該当事者間の話し合いのポイントがどこにあるか等、当初の段階での申立人側からの情報を基に検討している。
- 調停委員の立場から言うと、調停がある程度進んだ後に、調停委員から親ガイダンスの必要性を感じてお願いする場合もある。調査官に入ってもらって説明してもらおうと考え方が変わる方もそれなりにおられる。当初の段階での選別だけではなく、そういう場合もあるので紹介する。
- 今、紹介があったとおりで、申立段階での選別もあるが、調査官が調査をしてみてとか、調停委員からの提案とか、いろいろな段階で検討がなされている。調査官は、期日立会とって調停に立ち会うこともあり、その中で、適した事案について、希望を聴いて親ガイダンスを実施する等している。
- 印象としては、面会交流などの子供に関する調停での親ガイダンスの実施例は概ね30パーセント程度であると思われる。その他の夫婦関係調整等では概ね10パーセント程度というイメージであると思う。
- ◎ 子の福祉に適合した解決を導くという点を確保するために親ガイダンスが必要かなと思われる段階で実施の働きかけをしているということであるが、養育費等の調停に関する「ファストトラック」の取組についても、感想などがあればいただきたい。
- 当事者にとっては、調停でお話するというのは負担になることであると思うので、話し合いが早く進むということは、将来の生活を新たに築く上で、当事者にとって非常に良いことであると思う。早期処理を原則にしているというのは大変素晴らしいことであると思う。
- 養育費や婚姻費用を払ってもらえないというのは兵糧攻めに遭うようなところがあり、それを解消していく意味では基本的には良い取組みであると思う。

ただし、養育費だけを先に決められるというのは、支払う方の立場から見ると不満が出てくることはあると思う。養育費だけ先に決められてしまって、求めている面会交流について解決できないということもあると思われ、そのあたりのバランスに配慮する必要はあると思われる。

◎ 感情的な面も含めて、紛争の経緯をきちんと理解してもらえなかったと思われるのは本意ではないので、納得性というところが大事であると思う。迅速性と納得性という一見両立が難しいようなテーマではあるが、この両者を兼ね備えたものにするためにはどのように工夫したらよいのか。難しい問題だとは思いますが、こういう姿勢で臨んだらいいのではないかとといったアドバイスや工夫のアイデアがあれば参考にさせていただきたい。

○ 3回の調停期日のそれぞれの段階的な進め方についてはどのようなになっているのか紹介していただきたい。

○ 初めの段階では、双方の収入についての資料を確保し、それを踏まえて、養育費の算定表で示される金額の幅の中で調整していくこととなるが、決まった金額を確実に支払ってもらうことが重要なので、両者の納得がとても大事になる。

単に経済的な資料だけに基づいて決めるのではなくて、それを基に2回目には当事者に考えてもらい、最終的には3回目において調停委員会として考えている案を提示し、合意できれば調停成立となる。ただし、調整が必要で、かつ、合理的な理由があれば、必ずしも3回目での成立を絶対としているわけではないので、暫定的な合意を記録に残して、4回目、5回目と期日を続行する場合もある。

○ 3回という期日の実施期間については、1か月のうちに3回行うのか、2か月のうちに3回行うのか等の扱いはどうなっているか紹介いただきたい。

○ 原則を定めるのがファストトラック的運用である。統計上、ファストトラック導入以前も、全体の半分くらいは概ね3回程度で解決することが多かった

と思う。ただし、必ずしも3回で終わらなくとも、傾聴し、納得に重きを置くということで、3回を超えて続行するかどうかは、事案に応じて調停委員会で検討している。

期日の間隔については、最初に手続選別をして、養育費等の金銭の調停については可能な限り早く進めることとし、続行期日で枠が埋まって新件が後回しにならないよう、新件用の枠を準備してそこに入れるような工夫もしている。

目標としては、1か月以内に第1回期日を入れるよう努めてはいるが、現実には1か月以内には入れられないことも多い。統計はとっていないが、それでもおそらく申立から1年半以内くらいには第1回期日が入っていると思う。続行期日についてはおおよそ1か月くらい後に指定しており、最短で大体3か月強くらいというのが一般的なモデルである。

- ◎ 親ガイダンスについて、事前にお知らせした最高裁ホームページの動画を見ていただいた方もいらっしゃると思うので動画も含めて感想をいただきたい。
- 動画を見て、離婚の話し合いをしている当事者からすれば、自分たちだけの問題だと思っているかもしれないが、この動画の内容にあるくらい子供の立場に立って考えられるのであれば、夫婦間のトラブル回避も図れるのかなと感じた。動画を見て、夫婦関係そのものが逆に良い方向に進むということもあるのではないかと感じた。
- 夫婦関係調整の調停には円満調整と離婚の2パターンがある。私の経験からすると、円満調整が成立したケース、つまり、今後仲良くやっています、同居しますというのは、実例がほとんどなかったと思う。ただし、小さいお子さんがいる場合、離婚問題というのは子の監護の面からすると影響が大きいので、例えば、「当分の間別居する。」というような形で一旦調停を成立させ、夫婦のどちらかを当面の監護親としておき、子供の養育費を含む婚姻費用は決めて、しばらく別居期間を置き、その期間を経てなお離婚したい場合には離婚の方向で話を進める、とすることもある。

- 法務局には人権相談窓口があり、夫婦関係の問題で相談にいらっしゃる方もあって、調停の紹介をすることもある。今の紹介いただいたとおり、別居期間を置くことによって子供にとって一番何が良いかを考えるという意味では良い面もあると思われる。
- 市役所にも相談窓口があって、家庭関係の相談も多くある。ケースによっては家庭裁判所を案内することもある。子供のことを考えるにしても、少し落ち着いた段階で働きかけないと頭に入らないということもあると思われ、働きかけのタイミングというのも大事なのではと思う。
- ◎ 親ガイダンスの効果を上げるためにどうしたら良いか、という辺りであるが、先ほど指摘があったタイミングというのも重要であると思われる。親ガイダンスの動画は最高裁ホームページにアップはされているが、より効果的な活用方法について、お気づきの点等があれば紹介していただきたい。
- ビデオの内容は非常に納得させられる内容であると思うが、どのようなタイミングで見せたらいいのかというところでは、大学においてもそういうことが問題となるときがある。見てほしい人はなかなか見てくれないということもあるので、見てもらうタイミングというのは難しい問題であると思う。

せっかくこういう立派なビデオがあるので、調停に来た人たちだけではなく、啓蒙というか、いろいろな方が広く見るよう案内しても良いのではと感じた。
- ◎ 最後に、少し大きなテーマで、家庭内の紛争解決のための調停制度ではあるが、皆様の印象として十分機能しているのか、特に、家事調停が国民の皆様にとって使い勝手の良いものになっているのか、という辺りについて、御意見等があれば紹介していただきたい。
- 裁判所に行くということ自体が敷居が高いというか、一般の方からすると一歩引いてしまうというところはあるかもしれない。市役所等でも、窓口等にパンフレットを置いて調停制度の紹介はしており、相談に来る方はそれを見て、

調停制度を知るということはあると思う。

- ウェブでの調停が始まったという紹介があったが、大変良い取組であると思った。ただし、ウェブでやる場合に、周りに誰かがいて本人の意思とは違うことを言わされたりすることがないのかについて気になった。例えば、当事者が自宅からウェブで調停に参加する場合に、周りに誰か助言する人がいたり、言いたいことが言えなかったりするようなことがあるのかな、というのを感じた。
- ウェブの調停は始まったばかりで、まだ山形では始まっていないが徐々に全国展開されていく予定である。現在実施されている庁は、東京、大阪、名古屋、福岡の裁判所のみで、仙台は今年度中に実施予定である。山形は早くても来年度以降の導入が見込まれている。家事調停は非公開の制度で、御本人以外がその場にいることはあってはならないことであり、本人以外がいないことを確認した上で進めることになる。現在までにウェブ調停が実施されている庁で、情報が外に漏れるようなことは確認されていないが、指摘いただいたとおり、そのような懸念があると思われるので、山形で実施する場合には、頂いた御意見を反映して、十分注意して進めていきたい。

2 裁判所の広報活動について

本日、机上に、「出前講義のご案内」というチラシをお配りしているとおおり、裁判所では、裁判所で行われているいろいろな手続について、実際に裁判官が依頼先を訪問したり、最近ではウェブ会議方式も導入して、広く、依頼先の御希望に応じた説明を裁判官が行っている。

最近の高校生に対する講義では、刑事関係では、18歳になれば裁判員に選任される可能性があることや、民事関係では、成年年齢の18歳への引下げに伴う、消費者としての契約上の留意点など、タイムリーな話題事項について裁判官から解説するなどの実施例がある。是非、皆様の職場、御家族等にも広くお知らせいただき、希望があれば裁判所にお問い合わせいただきたい。

以 上